

## 情報モラルの輪を広げようプロジェクト

～キミの動画でみんなをリード！～

### 実施要項

#### 1, 目的

- (1) 生成 AI 等の新しい技術の進展に伴い必要性が高まっている情報モラルに関して、児童生徒が探究の視点を持ち、学習する機会とする。
- (2) 情報や情報技術を積極的に活用する際に、普段から意識すべきことや直面する諸課題に対する解決策について、児童生徒が動画を作成し公開することで、全国の児童生徒の情報モラル啓発及び情報社会への積極的な参加を促す。

#### 2, 実施概要

情報モラルを含んだ情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力として位置づけられ、教科等横断的に育成することとなっている。情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」であり、情報社会における責任や危険の回避など情報を正しく安全に利用することなどについて様々な学習活動を通して、確実に身に付けさせることが求められている。スマートフォンや SNS が子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害や健康への影響が話題となる状況のもと、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっており、学校は情報技術やサービスの変化に伴い、最新の情報を入手し、適切な指導を行っていく必要がある。

併せて、「GIGA スクール構想」により義務教育段階においては、児童生徒 1 人 1 台端末が整備されたことを踏まえ、端末を持ち帰り、学校の内外で活用することが当たり前になりつつある中で、情報社会に参画し、寄与する態度を育成することを目指した創造的な学習活動に児童生徒が取り組み、その際に考慮すべき情報モラルについて児童生徒が自ら考える必要がある。

そこで、情報や情報技術を積極的に活用する際に、普段から意識すべきことや直面する諸課題について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身に付けることを目的とし、情報モラル教育に関するコンテストを開催することで、児童生徒の情報モラルの育成及び ICT 機器の適切な利活用を推進する。

#### 3, 募集動画のテーマ

「日常生活で偽・誤情報に騙されないために、どのようにすればよいか」

#### 4, 対象

小学校、中学校、高等学校に所属する児童生徒

※義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒に関しては、年齢相当の学校種の応募資格を有する。

※参加については 1 人（もしくは 1 グループ） 1 作品で、各校 40 作品まで提出可とする。

※各校で 41 作品以上の申込を希望する場合は、「評価基準」を参考に校内選考を行うこと。

※審査対象は小学校、中学校、高等学校それぞれ 1000 作品を上限とし、上限を超える申込があった際は抽選等により参加可能校を選定する。

## 5, 参加方法

### (1) 申込方法

下記フォームに連絡先情報等を回答すること。抽選結果に関しては、後日連絡するものとする。

申込フォーム（令和 6 年 8 月 30 日）：<https://x.gd/qE7RW>

※申込フォームにアクセスできない場合は、添付の「参加申込書」に連絡先情報等を記入の上、下記メールアドレスに送付すること。

E-mail：[johomoral\\_info@nttls.co.jp](mailto:johomoral_info@nttls.co.jp)

### (2) 提出方法

動画データ及びワークシートを抽選結果連絡時に連絡する Web サイトにアップロードするものとする。

※提出動画 1 本あたりの時間は 30 秒～60 秒とする。

※ファイル形式は MP4 ファイルとする。

※各動画のファイル名は選定時に連絡したファイル名とする。

※提出締切：令和 6 年 10 月 31 日（木）

### (3) 結果連絡

優秀作品に選ばれた際は、運営事務局より個別に学校に連絡するものとする。

優秀作品は文部科学省 Youtube チャンネルへの掲載を予定しているが、その掲載にあたり、作者と出演者及びその保護者は許諾書を運営事務局に提出するものとする。

申込者への審査結果連絡は優秀作品の Youtube 公開をもって行うものとする。

## 6, スケジュール

【事前申込締切】 令和 6 年 8 月 30 日

【抽選結果連絡】 令和 6 年 9 月 6 日（予定）

【動画提出締切】 令和 6 年 10 月 31 日

【優秀作品提出学校への連絡】 令和 6 年 12 月頃

【優秀作品の公表】 令和 7 年 2 月頃 ※優秀作品の公開をもって審査結果の連絡とする。

## 7, 表彰・結果発表について

【表彰】 小学校、中学校、高等学校それぞれ優秀作品を 2 つ選定

【結果発表】 令和 7 年 2 月頃 文部科学省 Youtube チャンネルにて優秀作品を公開

## 8, 審査方法について

(1) 審査の方法：「評価基準」に基づき、得点方式で審査。

なお、「評価基準」の項目1「公共性」を満たしていない作品は審査対象外とする。

(3) 審査員の人数及びその候補：

文部科学省情報モラル教育推進事業事務局（以下、「事務局」という）にて優秀作品候補を選定の後、文部科学省との協議の下、事務局において定める審査委員（5名予定）による最終審査の後、優秀作品を選定する。なお、選定後に「著作権・肖像権などに関する留意事項」に反する作品であることが判明した場合は、次に得点の高い作品を優秀作品とする。

9. その他

- ・ 申込の際は「参加申込書」における「注意事項」の記載内容を確認すること。
- ・ 「著作権・肖像権などに関する誓約書」を参考に、児童生徒が作品制作にあたり著作権・肖像権等に十分留意できるよう、適切に指導を行うこと。
- ・ 「ワークシート」を参考に、情報モラルに関して児童生徒自ら注意すること、解決策を考える活動を行わせることが望ましい。
- ・ 本企画に関する問い合わせ先

令和6年度情報モラル教育推進事業事務局

株式会社 NTT ExC パートナー

担当：前田、高橋、米田、川合

本件に関するお問い合わせ：<https://x.gd/YEeG4>

文部科学省初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトチーム

情報教育振興室

担当：杉、寺下、野口

E-mail：[digital-pt@mext.go.jp](mailto:digital-pt@mext.go.jp)

情報モラルの輪を広げようプロジェクト  
～キミの動画でみんなをリード!～  
申込用紙

2024年8月30日（金）締め切り

同ファイル内の「注意事項」及び「著作権・肖像権に関する留意事項」に同意の上、下記内容の記載をお願いいたします。

申込学校情報			
学校種			
都道府県		学校コード	
ふりがな			
学校名			
ふりがな			
担当者名			
電話番号		メールアドレス	
全校の児童・生徒数		提出作品予定数	

※「学校コード」に関しましては、下記を参照に令和6年5月1日時点の情報を記入ください。  
文部科学省 学校コード：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/mext\\_01087.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html)

応募における確認事項	
申込書における「注意事項」の記載内容に関して、同意します。	<input type="checkbox"/> はい
「著作権・肖像権に関する留意事項」を確認の上、作品制作にあたり児童生徒に著作権・肖像権等を守るよう指導を行います。	<input type="checkbox"/> はい
本コンテストの参加にあたり、優秀作品に選ばれた際は提出作品の著作権を文部科学省に譲渡します。	<input type="checkbox"/> はい
優秀作品に選ばれた際、文部科学省Youtubeチャンネルへの掲載にあたり、運営事務局からの依頼を受け、制作者と出演者及びその保護者への掲載可否の確認に協力します。	<input type="checkbox"/> はい
令和6年度情報モラル教育推進事業事務局 株式会社NTT ExCパートナーの個人情報のお取り扱い <a href="https://www.nttexc.co.jp/privacy.html">https://www.nttexc.co.jp/privacy.html</a> について、同意します。	<input type="checkbox"/> はい

# 情報モラルの輪を広げようプロジェクト ～キミの動画でみんなをリード!～ 申込等における注意事項

申込にあたり、下記内容に同意いただくようお願い申し上げます。

## ■申込に関する注意事項

- ・申込数は、参加については1人（もしくは1グループ）1作品で、各校40作品までといたします。
- ・各校で41作品以上の申込を希望する場合は、「評価基準」を参考に校内選考を行っていただくようお願いいたします。
- ・審査対象は小学校、中学校、高等学校それぞれ1000作品を上限とし、上限を超える申込があった際は抽選により参加可能校を選定することをご承諾いただくようお願い申し上げます。申込の選定結果に関しましては、締切後速やかに当落関わらず応募をとりまとめていただいた学校のご担当者宛に運営事務局よりメールにて連絡するものといたします。
- ・申込情報及び提出作品に関する情報は、集計・抽選結果連絡、審査を目的に運営事務局（株式会社NTT ExCパートナー）、審査委員及び審査委員の研究室所属学生等に提供いたします。提供にあたり、運営事務局は個人情報の安全管理が図られるよう適切な管理監督を行います。

## ■作品制作に関する注意事項

- ・作品のファイル形式はMP4ファイルとしていただくようお願いいたします。
- ・作品1本あたりの時間は30秒～60秒としていただくようお願いいたします。
- ・作品は1人もしくは1グループで制作を行ってください。
- ・作品は未発表のオリジナル作品に限ります。第三者が著作権・商標権等の知的財産権を有するイラストやキャラクター等のデザインを使用する場合は、利用規約等を確認してください。また、出典について、ワークシートに明記したうえで提出してください。
- ・作品には、著作権・商標権・肖像権等の第三者の権利侵害がないようにしてください。権利侵害の問題が発生した場合、その責任はすべて制作者本人が負うものといたします。また、不正が認められた場合は、受賞を取り消します。
- ・人物名、特定のキャラクター名、企業名、ロゴ、サービス名、商品名等の記載が作品中に無いようにしてください。また、それらを想起させる表現も使わないでください。  
(例えば、LINE、Instagram、TikTok、Facebook等の特定のサービス名称は使用せず、「SNS」のように表現を改めてください。また、伏せ字等を利用してサービス名称等が明記されていない場合であっても、特定のサービス等を想起させると事務局が判断した場合は、審査対象から除外する場合があります。)
- ・氏名・所属・住所等の個人情報の記載が作品中に無いようにしてください。
- ・本コンテストの趣旨に則した内容としてください。公序良俗に反する内容等、事務局が不適切と判断する場合は審査対象から除外します。
- ・優秀作品に選ばれた際は提出作品の著作権は文部科学省に帰属します。ただし、制作者本人や在籍する学校による応募作品の利用は、文部科学省の権利を侵害しない範囲で可能とします。(受賞実績の公表、情報モラル教育の推進等で活用いただくのは問題ございません。)
- ・優秀作品に関しては、応募作品の趣旨を損なわないと運営事務局が判断する範囲で、複製した応募作品のデータを修正する場合があります。
- ・優秀作品はウェブサイトやSNSをはじめとした制作物、イベント等における展示物・配布物、非営利の上演（口述、読み聞かせ、スライドショー等）等の情報モラル教育の推進および文部科学省が行う事業全般で使用することがありえます。優秀作品は使用用途に合わせて、編集・切り抜き等させていただきます。
- ・応募作品の使用時期、使用する際の制作者氏名の表示の有無は、利用の態様等を総合的に勘案して文部科学省が決定します。

## ■作品審査以降における留意事項

- ・審査過程を経て優秀作品候補となった作品に関しては、応募をとりまとめていただいた学校のご担当者宛に運営事務局から書類をお送りし（メールにより送付予定）、制作者と出演者及びその保護者の方に必要事項の記入とご署名をお願いする予定です（2024年12月から2025年1月上旬を予定）。書類をご提出いただけない場合は受賞できません。
- ・受賞した場合、受賞者の学校名・学年に関する情報を文部科学省HP及びYoutubeチャンネルに掲載する場合があります。
- ・個別の作品に関する審査結果や審査過程に関することはお答えいたしません。

情報モラルの輪を広げようプロジェクト  
～キミの動画でみんなをリード！～  
著作権・肖像権などに関する留意事項

本コンテストの参加に際して、下記内容を参考に著作権・肖像権等に関して十分な注意及び児童生徒への適切な指導等を行うようお願いいたします。

## 1. 著作権などに関する留意事項

応募作品の中で、他者の著作物（イラスト、文章、図表など）を利用する場合は、下記3点を遵守すること。

### ① イラスト等の利用に関して

イラスト素材サイトなどからイラストなどを利用する場合は、利用規約などに書かれている利用条件を必ず確認し、それに従うこと。また、利用規約が見当たらないイラストについては、無断で使わないこと。

利用規約によっては、「アップロードについては有料となる恐れがあるため、管理人までお問い合わせください。」などと規定されていることもあるため、そのような場合は、管理人まで問合せの上、利用許諾を得ること。

※いわゆる「フリー素材サイト」であっても利用条件が定められているため、注意すること。

例えば、「無料で素材利用は20点まで」と利用規約で定められているケースもあります。

#### ※注意事項（参加申込書より再掲）

・作品は未発表のオリジナル作品に限ります。第三者が著作権・商標権等の知的財産権を有するイラストやキャラクター等のデザインを使用する場合は、利用規約等を確認してください。また、出典について、ワークシートにも明記したうえで応募してください。

・作品には、著作権・商標権・肖像権等の第三者の権利侵害がないようにしてください。権利侵害の問題が発生した場合、その責任はすべて制作者本人が負うものといたします。また、不正が認められた場合は、受賞を取り消します。

### ② 出典を明記に関して

参考にしたサイトがある場合は、出典をワークシートに明記し、引用箇所を明示すること。出典の記載方法が定められている場合は、その指示に従うこと。利用規約などで出典の記載が不要と書かれている場合は、そのまま利用しても構いませんが、原則は記載することが望ましい。

※出典の記載例

出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>) (〇年〇月〇日に利用)

### ③ 特定の製品や人物に関して



応募作品は、文部科学省の YouTube チャンネルで公開される可能性があるため、特定のサービス名・商品名や、有名人の名前・キャラクター名など、特定の製品や人物については、応募作品内で触れないこと。また、それを想像させるような表現も使わないこと。

※注意事項（参加申込書より再掲）

・人物名、特定のキャラクター名、企業名、ロゴ、サービス名、商品名等の記載が作品中に無いようにしてください。また、それらを想起させる表現も使わないでください。

（例えば、LINE、Instagram、TikTok、Facebook 等の特定のサービス名称は使用せず、「SNS」のように表現を改めてください。また、伏せ字等を利用してサービス名称等が明記されていない場合であっても、特定のサービス等を想起させると事務局が判断した場合は、審査対象から除外する場合があります。）

### <著作権について学べる参考サイト>

<p>情報モラル学習サイト 「作品を作る 01 著作物を上手に扱う」 <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category05/01">https://www.mext.go.jp/moral/#/category05/01</a></p> 	<p>情報モラル学習動画 「教材⑱ 著作物を公開するためには」 <a href="https://youtu.be/Allw8w68v0c?si=XTrf3XH1fbrHekMy">https://youtu.be/Allw8w68v0c?si=XTrf3XH1fbrHekMy</a></p> 
--	---

## 2. 肖像権などに関する留意事項

応募作品の中に、他者の情報（顔、身体、氏名など）が映り込んでいる場合は、下記3点を遵守すること。

### ① 出演許可に関して

他者が映像の中に映り込んでいる場合は、プライバシーにかかわる情報や個人が特定できる情報が含まれている場合があるため、映り込んでいる人全員について、本人の許可を得ること。

### ② 顔の映り込みに関して

顔は特にプライバシーにかかわる情報のため、原則、隠すこと。①で本人の許可が得られているのであれば動画での映り込みも可能だが、該当箇所を隠すなどして、不要な個人情報は隠すことが望ましい。

### ③ 個人が特定できる情報に関して

個人が特定できる情報（氏名・所属・住所など）については、個人が特定できない状態とすること。①で本人の許可が得られていたとしても、個人情報保護の観点から、偽名を使う、所属や名前は隠す、フルネームを使用しないなどして、不要な個人情報は隠すことが望ましい。

※注意事項（参加申込書より再掲）

- ・人物名等の記載が作品中に無いようにしてください。
- ・氏名・所属・住所等の個人情報の記載が作品中に無いようにしてください。

<肖像権について学べる参考サイト>

<p>情報モラル学習サイト</p> <p>「情報を発信する 03 写真や動画を上手に使う」</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03</a></p>  	<p>情報モラル学習動画</p> <p>「教材⑥ 写真や動画が流出する怖さを知ろう」</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=NDGcNN1DrHk">https://www.youtube.com/watch?v=NDGcNN1DrHk</a></p> 
<p>情報モラル学習サイト</p> <p>「情報を発信する 04 情報の公開について考える」</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04</a></p>  	<p>情報モラル学習動画</p> <p>「教材⑧ 情報の記録性，公開性の重大さ」</p> <p><a href="https://youtu.be/JrFfsCg6uXM?si=mbpR9A8z9UZho-w8">https://youtu.be/JrFfsCg6uXM?si=mbpR9A8z9UZho-w8</a></p> 



## 評価基準

No	項目	評価のポイント、考え方	評価				
			満たしている		満たしていない		
1	公共性	著作権及び肖像権を遵守し、一般公開に適した表現となっている。 ※本項目を満たしていない作品は審査対象外とする。					
2	課題の設定・分析	伝えたいターゲットを意識して、問題を分析し、課題とその背景・原因を的確に分析している。	5	4	3	2	1
3	解決方法	伝えたいターゲットを意識して、課題解決に向け、適切な改善方法を示している。	5	4	3	2	1
4	構成	視聴者に分かりやすい内容で構成できている。	5	4	3	2	1
5	表現	視聴者が興味を持つように、動画の表現が工夫できている。	5	4	3	2	1
6	有効性	視聴者の情報モラルに対する意識向上に役に立ち、実効性のある効果的な内容になっている。	5	4	3	2	1
<b>合計</b>			<b>/25</b>				

5：非常に優れている 4：優れている 3：普通 2：不十分な点が見受けられる 1：不十分である
---